

生活のための言葉：

国内外先行事例から学ぶこと，実態調査から明らかにすること

金田 智子（国立国語研究所）

kaneda@kokken.go.jp

0. はじめに

国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループでは、現在、調査研究事業「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」に取り組んでいる。これは、在住外国人が日本社会の一員として地域社会に生きるために必要な日本語能力とは何かを明らかにし、その結果を日本語教育諸機関、日本語教育関係者に利用しやすい形で提供することをめざしている。本発表では、この研究課題に取り組む意義と目標について述べ、これまでに得た成果の一部と今後の計画を紹介する。

1. 「生活のための言葉」を明らかにする必要性

1.1 背景：在住外国人の増加と滞在の長期化

周知の通り、日本に在住する外国人は年々増えつづけており、法務省の調査によれば、2006 年 12 月末現在、外国人登録者数は 208 万 4,919 人にのぼる。これは総人口の約 1.63%である。外国人登録者をその在留資格によって見ると、「永住者」（一般永住者および特別永住者）は約 4 割であり、「非永住者」である「定住者」はそれに次ぐ 12.9%、「日本人の配偶者等」が 12.5%、「留学」6.2%、「家族滞在」4.4%、「研修」3.4%となっている（法務省入国管理局 2007）。

在住外国人の増加の大きな要因となっているのは、1983 年に打ち出された「留学生 10 万人計画」、1990 年の入管法の改正¹、同じく 1990 年の外国人研修制度の改正、1993 年の技能実習制度の創設など、公的制度の整備及び改革である。特に、入管法及び外国人研修制度の改正により、働くことを主たる目的として来日する外国人が増えている。そして、2006 年に日本とフィリピンの両政府によって日比経済連携協定(EPA)が結ばれ、これに基づくフィリピンからの看護師および介護福祉士の受け入れが実現することなどにより、この増加傾向は今後も続いていくことが予想される。

また、浜松市が実施した南米系外国人の生活・就労実態調査（浜松市企画部国際課 2003, 2007）等に見られるように、日系人の日本滞在は長期化が進んでいる²。長期化にともない、家族の呼び

¹ 日系 3 世まで（未成年未婚者被扶養者は 4 世まで）が就労に関する制限のない「定住者」という在留資格が認められるようになった。

² 浜松市が 2002 年に行った調査によれば、通算滞日期間が「10 年以上」である人は全回答者のうち、約 41.3%である。2006 年の調査では、「9-11 年」以上を積算すると約 41.1%となる。

寄せ、新たな家族形成も増え、日系人を働き手としてだけでなく、地域社会の構成員として積極的にとらえる必要性が高まっている。

1.2 在住外国人の日本語学習に対する環境整備の現状と課題

現在、日本語を母語としない人々が日本語を日本国内で学習しようとする場合、その多くは、民間日本語学校、大学等の日本語教育施設、地域のボランティア等によって運営される日本語教室などで学ぶことになる。そして、就労を主な目的として来日した人々、配偶者として日本に暮らす人々に対し、日本語学習の機会を提供する役割を中心的に担っているのは、地域の日本語教室である。

地域の日本語教室は、地方自治体や国際交流協会、民間団体等の努力によって開設され、また、文化庁委嘱事業により、地域の日本語教育支援事業として地域日本語支援コーディネータやボランティア日本語教師の育成も継続的かつ全国的に展開されている。市販の日本語教科書を使用する以外に、地域性を生かした教材を自主作成する団体もあり、また、日本人の配偶者として地域に暮らす外国人や働くことを目的とした外国人の生活状況や個々の要望に応じた教え方を工夫する教室もある。さらに、社団法人国際日本語普及協会（AJALT）が開発した『リソース型生活日本語』³のように、日常生活で遭遇する様々な場面で「日本語を使ってしなければならないこと」を具体化した、地域在住外国人の日本語学習支援者向けのデータベースも広く活用されている。

在住外国人の日本語学習を支える環境は、学習者の存在する場、外国人が生活する場、いわば学習ニーズの発生した場を中心に整備が進み、それを支援すべく、文化庁他の公的組織が支援者育成やデータベース作りを行うというように、在住外国人の日本語学習に対する直接的支援と間接的支援とが行われてきた。しかし、在住外国人の日本語学習に対する環境整備の状況に関し、さらなる課題として（1）「生活者」「社会の一員」という観点の希薄さ、（2）在住外国人及び一般日本人が参照できる学習目標・項目一覧・能力基準等の欠如、が挙げられる。

これまで、留学生、研修生、ビジネス関係者といった対象別（目的別）の教育内容についての検討は盛んに行われ、教材も市販されている。幅広い層のニーズに応える、初級や中級といった日本語能力別の総合教科書もあるが、これらはいずれも在住外国人の「生活」の側面を中心に据えたものではない。また、これらの教材は、買い物や交通機関の利用といった、日常生活場面を取り上げている場合も多いが、地域社会で近隣の人々と共同作業をし、子どもの学校で問題提起をするといった、積極的な社会参加の様子があらわれているものは管見の限りでは存在しない。

また、在住外国人が自身の現在の日本語能力がどの程度のものなのかを知ろうとする際の手立て、同時に、日本語学習者（在住外国人）の周囲にいる人々や学習支援者が、その日本語学習者の能力を理解する上での目安となるものがない。日本語能力を測定するテストには、「日本語能力試験」、「BJT ビジネス日本語能力テスト」などがあるが、これらは日本での「生活に必要な日本語の能力」がどの程度あるかを判断できるものとは言えない。

³ 『リソース型生活日本語』については、以下の国際日本語普及協会のサイトを参照のこと。
<http://www.ajalt.org/resource/>

このことは、在住外国人が自身の日本語学習を進める上での弊害と考えることもできる。日本で十全な生活をするためにはどのような日本語ができればよいのかが不明であれば、自身の課題を明確にしにくく、学習の計画や見通しを立てることが困難である。日本語を学習したいと思う在住外国人にとって、学習の指針となるもの、わかりやすい目標基準があれば、学習の促進にもつながるはずである。また、それが学習支援者や一般日本人にとっても共有できる目標基準であれば、適切な支援も可能となるだけでなく、在住外国人が職を求める際などに、何がどのようにできるのかを示す手段ともなりうる。

ところで、「生活のための日本語」については、1980年代から、難民や中国帰国者に対する日本語教育の中で検討され、「生活」を中心に据えた教材やプログラムが開発されてきた。学習ニーズや接触場面に関する調査研究も行われ、同時に教育実践から得た知見をもとにその教育内容や方法について長年の工夫が重ねられている。たとえば、国際救援センターにおける難民に対する日本語教育においては、当初から「言語指導」と「生活指導」を2本の柱に据え、生活の各場面において必要となる知識と日本語を習得するための日本語教育プログラムが実施されている。日本での生活に関わる知識・能力については、さらに社会生活適応指導も行われてきた（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2006）。言語能力のみならず、社会適応を意識した知識・能力、方策能力などにも注目したプログラムとなっているのである。

こういった難民向けあるいは中国帰国者向けの教育の中で検討され確立されてきた「生活のための日本語」の内容はかなり充実したものだが、「生活のための日本語」を身に付けたいと願っている、難民や中国帰国者以外の在住外国人にはあまり知られることのない存在である。また、これらの教育内容は、日本語能力試験などの公的な評価とは直接結びつくものではない。これは公的なテストが、生活に必要な日本語を学ぶ人たちの要望に応えるものとなっていないということでもある。そして、難民向けあるいは中国帰国者向けの日本語教育のシラバスは一定期間に集中的に学習されること、言い換えれば準備教育が前提となっているため、日本語の学習歴がないまま来日し、日本に暮らしながら日本語習得を目指す在住外国人の場合、これらのシラバスが彼らにとって適切な内容となりうるかどうかについても検討の余地があろう。難民向け・中国帰国者向けの日本語教育の中で確立された「生活のための日本語」を生かし、これからの「生活のための日本語」を検討していく必要があるのである。

1.3 「生活のための日本語」をどう捉えるか

先述したように、在住外国人の滞在の長期化・家族化にともない、住居と職場の往復、生きるための最低限の言葉のやりとりをするだけでは、彼らの生活は成り立たなくなっている。働き手としての役割だけでなく、子どもの親・家族としての役割も担うようになり、教育や医療の問題に対処していかななくてはならないのである。職場の一員としてだけでなく、社会を構成する一員、地域に暮らす人として、その地域社会を日本人や他の外国人ともに生き、暮らしやすい社会を作っていく役割も求められる。では、そういった在住外国人にとって必要な「生活のための日本語」とは何だろうか。

「生活」に注目した教科書のさががけである『中国からの帰国者のための生活日本語（生活日本語）』の目的は、「一時的な外国人来訪者とは異なり、より深く日本の生活に入り込んで活動し、働いていく帰国者のために日本語能力を身に付けさせ」ることであり（文化庁編 1983:4）、日本の社会生活に深く関わることや働くことに関わる日本語を「生活のための日本語」として捉えていることがわかる。

また、難民に対する日本語教育を長年にわたって担ってきた国際救援センターは、「日本語を母語としない人が日本で暮らし、日本で働き、自立した生活を営んでいくために必要な日本語」を「生活のための日本語」としている（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2006:1）。そして、「生活のための日本語教育」を「日本語を母語としない人が、日本社会の一員として、自立した生活を営むために必要な、第二の言語としての日本語を学ぶための日本語教育」と定義している（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 2006:1）。

ここまでで述べた、「生活のための日本語」に関わる課題や先行研究における定義を踏まえ、本調査研究プロジェクトでは、「生活のための日本語」を以下の方向性で捉えていきたい。

- ・在住外国人が社会の一員として地域に根つき、十全な生活を送ることを可能にするもの
- ・人間関係構築、生活場面拡大のための日本語
- ・「準備教育的内容」でなく、「日本語使用は来日時から始まり、日本語学習は長期にわたること」を意識したもの
- ・社会参加や自身の多面的な成長の「段階（度合い）」に応じたもの
- ・学習意欲及び習得を促すよう、段階化されているもの
- ・学習者自身も学習者に関わる人も共有できる、学習過程の見取り図の元となるもの
- ・リソースやストラテジーの利用も能力として意識したもの

本調査研究は、大きく2種のタイプの調査で構成される。国内外の定住型外国人に対する自国語教育の内容についての調査と、日本に在住する外国人と日本人の間の言語使用の実態やニーズ等に関する調査である。

2. 国内外の事例から学ぶ

2.1 中国帰国者定着促進センター

1981年以降、中国からの帰国者を対象にした教科書『生活日本語』の開発、帰国者向けプログラムの運営が行われてきた。現在の教育理念は、「異文化での適応」であり、センターでの教育が始まった当初から並行して行われていた日本語指導と生活指導を「日本語日本事情教育」に統合して実施している。

具体的には、「目標構造表」に基づいてプログラムが運営されている。「目標構造表」は、大目標「日本の生活、日本人とのコミュニケーションに対する自信と意欲、それを裏打ちするような基礎技能・基礎知識の獲得を目指す」の下に、中目標が3つ（1. 身近な生活行動場面の基礎知識・基礎技能、2. 将来の生活に有用な基礎知識・基礎技能、3. 身近な生活や将来の生活の基礎とな

るコミュニケーションの力) がある。それぞれの中目標の下に、複数の小目標があり、小目標には場面やテーマに応じた達成目標が複数掲げられている。

<表1 目標構造表(例): 大人ⅠⅡⅢタイプ 簡略版>

中目標1: 身近な生活行動場面の基礎知識・基礎技能

小目標	達成目標		リスト
(交通) 交通機関を利用して目的地に行くことができる(ⅠⅡⅢ)	交通規則	① 徒歩や自転車での通行に関する <u>交通ルール</u> や <u>注意事項</u> を守って通行できる(ⅠⅡⅢ)	◇車は左人は右, 信号, 道路・踏切の横断, 自動車の内輪差, 危険行為(ⅠⅡⅢ)
	道聞き	② よく知られている場所を指定されれば, 通行人に道を尋ねて目的地(の駅)に行ける(ⅠⅡ) / 地図を見たり, 通行人に道を尋ねたりして, 目的地に行ける(Ⅲ)	
	電車	③ 前もって行き方を尋ねて, 経路図を書いてもらって, 目的の駅まで電車を利用して行ける(Ⅰ) / …尋ねて, 目的の駅まで電車を利用して行ける(Ⅱ) / <u>前もって行き方を調べて, 目的の駅まで電車を利用して行ける(Ⅲ)</u>	◇駅の構造, 路線図, 時刻表の見方, 人に尋ねる方法等(Ⅲ)
	バス	④ 2, 3回乗ったことのある区間なら, 停留所までバスを利用して行ける / 前もって行き方を尋ねて, 目的の停留所までバスを利用して行ける(Ⅱ) / <u>前もって行き方を調べて, …(Ⅲ)</u>	◇路線図, 時刻表の見方, 人に尋ねる方法等(Ⅲ)
	緊急時	⑤ 道に迷ったときや事故に遭遇したときに <u>通行人に助けを求めたりセンターに電話連絡を取ったりすることができる(Ⅰ)</u> / 道に迷ったときや, 事故に遭遇したときの <u>対応ができる(ⅡⅢ)</u>	◇周りの人へ助けを求める方法, 警察・交番の役割(Ⅰ) ◇周囲の人や交番(含: 交番の役割)に助けを求める, センターに連絡をとる(ⅡⅢ)

2.2 オランダ

移民等の受け入れの歴史のあるアメリカ, オーストラリア, オランダ, カナダ, ドイツ, そして近年, 外国人の受け入れが急速に進んでいる韓国について, 定住型外国人に対する自国語教育の内容等について情報を収集している。ここでは, オランダを紹介する。

オランダは, 外国人向けのオランダ語試験として, 海外版市民統合テスト(Civic integration examination abroad), 市民統合テスト(Civic integration examination), オランダ語国家試験(Staatsexamen NT2), 外国人医師のためのオランダ語テストなどがある。その中で, 移民等が受験する必要があるものは海外版市民統合テストと市民統合テストである。本発表では, 永住権申請の要件となっている, 市民統合テストの内容を中心に扱う⁴。

市民統合テスト(Civic integration examination)の特徴は, 実用的技能及び実用的知識に焦

⁴ 市民統合テストについては, 日本語教育基盤情報センター学習項目グループ編(2008)を参照のこと。

点を当てている点、何らかの課題ができたかどうかで判断される点である。試験の内容は、「統合の最終達成目標 (Eindtermen inburgering)」(Ministry of Justice 2006)に基づいている。

試験は、「オランダ語」と「オランダ社会に関する知識」とで構成され、オランダ語は「必要不可欠な生活場面におけるオランダ語」であり、レベルはCEFR（ヨーロッパ言語教育共通参照枠）のA2⁵（「書く」についてはA1の場合もある）となっている。「必要不可欠な生活場面におけるオランダ語」は、「オランダ社会に定着しようとする外国人が実生活の場面において、適切に対応できる語学力」(Ministry of Justice 2006)と定義され、市民生活、就労、子育ての3領域がある。就労（一般及び職種別）と子育てについては、実際に受験する際は、受験者の必要に応じていずれかに重点を置くことができる。各領域における場面を表2に、ある場面において求められる行動の例を表3に示す。

＜表2 「必要不可欠な生活場面におけるオランダ語」の領域・場面＞

領域・場面数	場 面
市民生活 全10場面	市役所等（書類申請等、3場面）、支払い、保険、住居（ゴミ・環境等、3場面）、教育、隣人関係
子育て＜育児、健康、教育＞ 全11場面	乳幼児健診センター、プレイルーム、小学校へ、小学校との連絡、安全、読書と遊び、自由時間、中等教育へ、将来についての話、家庭医、歯医者
就労分野（一般） 全9場面	職探し（求人応募、労働契約についての会話等、3場面）、職場で（人事考課面談、病欠及び復帰の連絡等、6場面）
就労分野（職種別） 全15場面	職種1：技術（報告する、苦情への対処等、5場面）、職種2：商業及びサービス業（顧客とのコンタクト、業務に関する指示を理解する等、5場面）、職種3：保健医療及び福祉（利用者との接触等、5場面）

＜表3 必要不可欠な場面10「家庭医」において求められる行動例＞

テーマ： ○予約を入れる ○症状 ○痛み ○処方箋 ○疾病
全般的目標：受験者は適切な方法で家庭医のサービスを利用することができる
不可欠な行動 CH1：家庭医と話をする ○目標：1. 受験者は家庭医との会話の準備をすることができる。 2. 受験者は症状を言葉で説明することができる。 3. 受験者は家庭医の指示を理解し、それに従うことができる。 4. 受験者は家庭医からの手紙（住所変更、診療時間の変更など）を理解することができる。 ○場所：診療所 ○ロールプレイ参加者：受験者、助手および家庭医 ○技能：読む ・二次技能：来往診を読む；指向的に読む；情報を得るために読む ○技能：話す ・二次技能：情報交換をする ・言語活動：情報を求める、質問をする、説明を求める ○技能：書く ・二次技能：メモ、通知、書式 ・言語活動：メモをとる

⁵ A2とは「ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。」(吉島・大橋他編・訳 2004:25) というレベルである。

「必要不可欠な生活場面」の特徴として、日常生活や仕事の間において経験する頻度の高い場面が取り上げられていることは言うまでもないが、「親」（子育て）の側面が重視されている点が挙げられる。子育てというと、低年齢の子どものことをイメージしがちだが、この中では、0 歳から 18 歳まで、つまり進路について考えるところまでが親の仕事と捉えられている。

「オランダ社会に関する知識」は、「ある状況で最も適切な行動は何かを判断するための知識」と定義される。これも、オランダ語同様、「必要不可欠な生活場面」が前提にあり、「労働市場で適切に対応する」「自分の生活環境で適切に対応する」「機関や政府との連絡で適切に対応する」「オランダ国民として適切に対応する」という 4 つに区分される。その 4 区分をカバーする形で、「仕事と収入」「マナー・価値観や規範」「住まい」「健康と保険医療」「歴史と地理」「各種機関」「国家組織と法治国家」「教育と育児」の 8 つのテーマが設定されている。

そして、オランダ社会に関する知識の目標基準は、テーマ、不可欠な行動、不可欠な知識、成功行動の指標で構成されている（資料 1）。ここでの「知識」は、ある状況において最も適切な行動が何かを判断できるための知識を有しているか、が問題である。行動の可否によって、知識の有無がわかるという発想である。

また、オランダ社会に関する知識のもう 1 つの目標基準として、「一般能力」がある。場面によらず、知識を持ち、身に付けていることが求められるもので、例えば、情報源を選択する、正式・略式の援助を得る機会を利用する、適時かつ時間内に対応する、といったものがある。試験において単独では出題されず、他の能力とともに複合的に測られる。

2.3 「目標構造表」と「統合の最終達成目標」の比較

ここまで、日本における中国帰国者向けの教育内容とオランダにおける市民統合テストの内容を見てきた。現在、学習項目グループでは、この 2 種を含めた複数のシラバスの対照作業を進めている。

表 4 は、中国帰国者定着促進センターが開発した「目標構造表」とオランダの市民統合テストのシラバスである「統合の最終達成目標」の対照作業の途中経過を示したものである。両者は、「場面」や「テーマ」が柱となっているという点で共通しており、具体的な場面や行動達成目標等に関しても重なる点が少なくない。

たとえば、住まい・近隣交際に

<表 4 シラバス対照表>

<帰国者>

<オランダ>

（中目標）小目標	達成目標 <テーマ>	分野	不可欠な生活場面（CP）
（行動）住居・近隣対応	住居安全	住居	CP6: 住居を借りる／引越す
（行動）住居・近隣対応	住宅事情	住居	CP7: ガス、水道、電気、電話
（行動）住居・近隣対応	近隣交際	住居	CP8: ゴミ・環境
（行動）住居・近隣対応	接客訪問	隣人関係	CP10: 近所
（行動）職場・自分学校	求職	教育	CP9: 教育
（行動）職場・自分学校	職場習慣	職探し	CP1: 仕事探し
（行動）職場・自分学校	面接試験	職探し	CP2: 求人応募
		職探し	CP3: 労働契約（- 略 -）についての会話
		職場にて	CP4: 労働条件（- 略 -）についての会話
		職場にて	CP5: 人事考課面談
		職場にて	CP6: 病欠および復帰の連絡
		職場にて	CP7: 仕事の打ち合わせ／チームミーティング
		職場にて	CP8: 同僚との打ち合わせ
		職場にて	CP9: 同僚との会話
（行動）消費生活	金融機関	支払い	CP4: 銀行における各種手続き
（行動）健康	医療制度	OG0	CP10: 家庭医
（行動）健康	健康衛生	OG0	CP11: 歯医者
（行動）健康	病院利用		
（行動）社会福祉・手続き	手続き	市役所など	CP2: 書類申請やその他の各種手続き
（行動）子弟教育	教育事情	OG0	CP3: 小学校へ
（行動）子弟教育	学校事情	OG0	CP7: 自由時間
（行動）子弟教育	学校適応	OG0	CP8: 中等教育へ

関すること、求職・職場環境に関すること、子どもの教育、医療、などは共通して表れるものである。その反面、「目標構造表」においては、接客や訪問などのマナーが詳しく示され、「統合最終達成目標」には、育児から進路相談まで、教育に関わるものがかなり詳細に示されており、日本とオランダの文化や社会の特徴を反映している項目もある。

両者は、コミュニケーションが必要となる具体的場面が前面に現れており、そこでどういった行動がとれるか、どんなことを知っている必要があるのかが目標として示されている。しかし、他国のシラバスの中には、具体的場面は前面に出さず、どんな言語行動が取れるかをリスト化しているものもある⁶。

移民等外国人の受け入れに関する経緯や制度、シラバスの社会的位置付け・対象などを念頭に、日本のものも含め、複数国のシラバスを対照分析し、今後実施する目標言語使用実態調査を行う上での参考とすると同時に、学習項目一覧を構成する際の枠組み作りに役立てたい。

3. 実態調査等について

本調査研究では、生活に必要な日本語力とは何かを明らかにし、その習得を促すための到達目標を段階化するために、外国人と日本人がともに生活をする中で、どのようなコミュニケーションを行い、いかなる課題を抱えているのかを調査する。具体的には、図1に示したような観点で、外国人と日本人双方の視点から調査を行う。

実施する調査は、(1) 各種生活場面における在住外国人と日本人の言語使用実態調査、

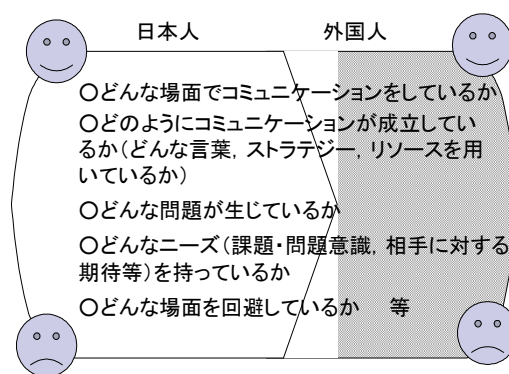
(2) 言語使用に関するニーズ調査、(3) 学習時のリソース利用、ストラテジー利用の実態に関する調査である。この3種に、評価観等に関わる調査も加え、評価基準グループとの協働で調査を遂行する。

これらの調査は、複数の手法を用い、複合的に行う。たとえば、a. 全国規模の質問紙調査により、言語使用実態・ニーズ・リソース利用について、b. 限られた地域における録音調査・面接調査により、言語使用実態・ニーズ・リソース及びストラテジー利用について、などである。

調査の特徴としては以下の点が挙げられる。

①外国人・日本人の双方の視点から調査を行うこと

外国人がどんな学習ニーズを持っているか、日本人は外国人にどんな日本語を身につけてほしいと思っているか、という視点でのニーズ調査はこれまでも行われている。しかし、これらは、外国人がどんな日本語を身に付けるべきかを明らかにすることに留まっている。本調査では、外国人が日本人に対してどんなニーズを持っているか、つまり、外国人が日本人にどんな接触の仕



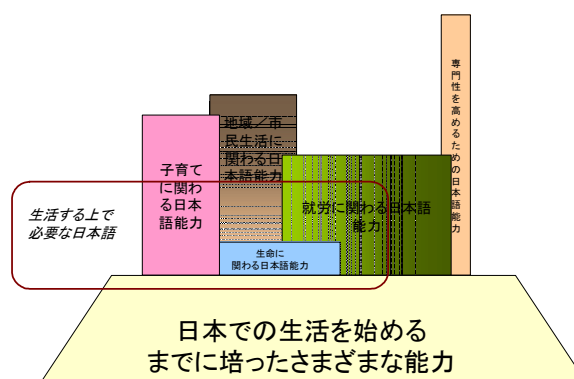
[図1 調査の観点]

⁶ 金田・福永（2007）、日本語教育基盤情報センター学習項目グループ編（2008）を参照のこと。

方を望んでいるか、という観点も含めて調査を行う。また、日本人が外国人とのやりとりについてどう意識し、自分自身はどうやりとりしたいと考えているかということも明らかにする。それにより、外国人も社会の創り手であることを意識し、外国人と日本人が共に暮らしやすい社会を創造していくための基盤情報を提供したい。

②リソースやストラテジー利用等も能力の一部と考えること

在住外国人は、来日時、仮に日本語の知識が全くなかったとしても、母語能力、類推能力、社交能力など、すでに多様な種類の能力を持っている。図2に示したように、それらの能力の上に、日本語に関わる能力は身に付き、また、それらの能力を発揮することにより日本語の習得をしたり、日本語に関する知識・能力の不足を補って言語活動を行ったりすることが可能である。リソースやストラテジーを利用する力が言語



〔図2 定住型外国人の能力に関するイメージ〕

習得の度合いと関係を持ち、あるいは、言語活動の成否の鍵となるとすれば、これらの力の利用のあり様を調査し、言葉の能力の一部として検討することは有用であると考え。

4. おわりに

本調査研究事業の詳細及びこれまでの成果については、国立国語研究所ホームページおよび学術誌等において公表・公開している（参考文献参照）。本調査研究は今後、より多くの方々のご意見・ご協力なくしては成り立たないものであると同時に、その公開の仕方についても、利用者の立場からの意見をもとに検討していきたいと考えている。今後も随時途中経過を公表していくが、その内容と公開方法について、忌憚のないご意見・ご要望をお知らせいただければ幸いである。

○ホームページ

調査研究事業 「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」について

http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/

参考文献

- 金田智子・福永由佳(2007)「移民等に対する自国語教育の学習内容に関する比較—ドイツ・アメリカを中心に」『日本言語文化研究会論集』3, 67-84, 日本言語文化研究会
([http://www3.grips.ac.jp/~jlrc/files/ronshu2007/ronshu2007%20\(5\).pdf](http://www3.grips.ac.jp/~jlrc/files/ronshu2007/ronshu2007%20(5).pdf))
- 日本語教育基盤情報センター学習項目グループ編(2008)『国立国語研究所内部報告書 平成19年度成果普及セミナー報告書「生活者にとって必要な『ことば』を考える』』
- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(2006)『平成16・17年度文化庁日本語教育研究委嘱「国際救援センターにおけるインドシナ難民等に対する日本語教育調査研究」』

中国帰国孤児定着促進センター指導課（1987）『中国帰国孤児定着促進センター 大人・青年コース指導項目表』

中国帰国者定着促進センター指導課（1995）『平成4・5・6年度文化庁日本語教育研究委嘱 中国帰国者に対する日本語教育のカリキュラムに関する調査研究』

浜松市企画部国際課（2003）『浜松市におけるブラジル人市民の生活・就労実態調査』

浜松市企画部国際課（2007）『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査』

文化庁編（1983）『中国からの帰国者のための生活日本語（生活日語）』

法務省入国管理局（2007）『平成18年末現在における外国人登録者統計について』

吉島茂・大橋理枝他訳・編（2004）『外国語教育Ⅱ－外国語の学習，教授，評価のためのヨーロッパ共通参照枠－』朝日出版社

Ministry of Justice（2006）*Eindtermen inburgering*.

【資料1】「オランダ社会に関する知識」の例

テーマ4. 健康と保健医療

オランダ社会に定着しようとする外国人は、オランダの保健医療制度の規則に従い、保健医療を利用することができる。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
4.1 自分の健康状態と生活様式を考慮して賢い選択をする	4.1.1 運動と健康的な食品が、健康に大きく貢献することを知っている。	健康を維持するためスポーツをし、体を動かし、健康的な食生活をする。
4.2 一次保健医療（家庭医）を利用する	4.2.1 家庭医の見つけ方を知っている。	家庭医の選択に関して自分の保険会社に相談する。
		家庭医のもとに登録を申し込む。
		患者の自己紹介面談のために予約を入れる。
	4.2.2 どういった症状で家庭医を訪ねることができるか、あるいは訪ねなければならないかを知っている。	家庭医の任務と責務の範疇にある愁訴に関して予約を入れる。
	4.2.3 オランダの医師の一般的な指示方法を知っている。	回復促進に役立つ行動をする。 薬の処方が控えめに行われることを理解する。
4.3 二次保健医療を利用する	4.3.1 家庭医が専門医療に紹介してくれることを知っている。	医療的問題がある場合には、まず家庭医のところへ行く。
		専門医を訪ねるときには紹介状を携行する。
		病院の規則や慣習を遵守する。
		初回通院時には、まず登録カードを作成してもらう。
	4.3.2 患者がいつ自宅介護サービスを求める権利を持っているかを知っている。	提供されるサービスの種類の例を挙げる。 介護審査センターに介護の予約を申し込む。
	4.3.3 家庭医に、社会心理方面の介護サービスや社会福祉事業団体に紹介してもらえることを知っている。	心理的問題がある場合には、まず家庭医に連絡を取る。

(Ministry of Justice, 2006)